

山梨県公報

第七百四十八号

平成十九年

三月二十九日

木曜日

目次

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更	一一一
関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部変更	一一一
山梨県消防施設整備事業費補助金交付規程を廃止する告示	一一二
山梨県廃棄物処理施設整備事業費補助金交付規程を廃止する告示	一一二
山梨県中小企業技術開発促進事業等補助金交付規程を廃止する告示	一一三
山梨県工業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額の一部改正	一一三
山梨県認定職業訓練事業費補助金交付規程を廃止する告示	一一三
山梨県観光施設整備費補助金交付規程を廃止する告示	一一三
山梨県農業委員会等補助金交付規程を廃止する告示	一一三
山梨県農業共済事業事務費補助金交付規程を廃止する告示	一一三
山梨県共同利用施設災害復旧事業費補助金交付規程を廃止する告示	一一三
山梨県農業協同組合組織整備促進費補助金交付規程を廃止する告示	一一三
開拓融資保証資金利子補助金交付規程を廃止する告示	一一三
山梨県国土調査事業補助金等交付規程を廃止する告示	一一三
ニユーカッスル病緊急再建対策事業利子補助金交付規程を廃止する告示	一一四
山梨県ニユーカッスル病自衛防疫促進事業費補助金交付規程を廃止する告示	一一四
山梨県家畜導入事業費補助金交付規程を廃止する告示	一一四
ニユーカッスル病再建資金利子補助金交付規程を廃止する告示	一一四
山梨県畜産振興資金貸付規程を廃止する告示	一一四
山梨県冷害等緊急救済対策事業補助金交付規程を廃止する告示	一一四
山梨県主要農作物等種苗確保費補助金交付規程を廃止する告示	一一四
山梨県農作物奨励品種の指定の一部改正	一一五
山梨県植物防疫事業補助金交付規程を廃止する告示	一一六
山梨県小団地開発整備事業補助金交付規程を廃止する告示	一一六
山梨県農地造成事業補助金交付規程を廃止する告示	一一六

山梨県開拓事業入植施設補助金交付規程を廃止する告示	一一六
山梨県開拓未利用地開発事業補助金交付規程を廃止する告示	一一六
道路の供用開始(三件)	一一六
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定(四件)	一一七
都市計画の変更	一一七
都市計画事業の変更認可(六件)	一一七
建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定の一部改正	一一四
建築基準法に基づく道路位置指定(三件)	一一四
平成十九年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	一一五

訓令

青果市場駐在員の設置に関する規程を廃止する訓令	一一四九
-------------------------	------

公告

一般競争入札について	一一四九
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	一一五〇

公安委員会

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則	一一五〇
一般競争入札について	一一五一

告示

山梨県告示第百一号

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の六の規定によりその例によることとされる同法第五十二条の二第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十九年三月二十九日

山梨県知事 横内正明

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第三条第二号中「堺市」の次に、「新潟市、浜松市」を加える。

附則

この規約は、平成十九年四月一日から施行する。

山梨県告示第百二号

関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法(昭

和二十二年法律第六十七号（第二百五十二条の六の規定によりその例によることとされる同法第二百五十二条の第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十九年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。
第三条第二号中「横浜市」の次に「、新潟市」を、「静岡市」の次に「、浜松市」を加える。

附則

この規約は、平成十九年四月一日から施行する。

山梨県告示第三百号

山梨県消防施設整備事業費補助金交付規程を廃止する告示を次のように定める。

平成十九年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県消防施設整備事業費補助金交付規程を廃止する告示

山梨県消防施設整備事業費補助金交付規程（昭和三十九年山梨県告示第九十四号）は、廃止する。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

山梨県告示第四百号

山梨県廃棄物処理施設整備事業補助金交付規程を廃止する告示を次のように定める。

平成十九年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県廃棄物処理施設整備事業補助金交付規程を廃止する告示

山梨県廃棄物処理施設整備事業補助金交付規程（昭和四十年山梨県告示第八十号）は、廃止する。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

山梨県告示第五百号

山梨県中小企業技術開発促進事業等補助金交付規程を廃止する告示を次のように定める。

平成十九年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県中小企業技術開発促進事業等補助金交付規程を廃止する告示

山梨県中小企業技術開発促進事業等補助金交付規程（昭和四十四年山梨県告示第三百三十六号）は、廃止する。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

山梨県告示第六号

山梨県工業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額（昭和六十一年山梨県告示第十六号）の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から適用する。

平成十九年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 1 の表その他の機械器具又は設備の項を削る。
- 2 の表繊維（ニット製品及びその原材料を除く。）の部を削る。

山梨県告示第七号

山梨県認定職業訓練事業費補助金交付規程を廃止する告示を次のように定める。

平成十九年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県認定職業訓練事業費補助金交付規程を廃止する告示

山梨県認定職業訓練事業費補助金交付規程（昭和五十八年山梨県告示第七十五号）は、廃止する。

附則

（施行期日）
1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）
2 この告示による廃止前の山梨県認定職業訓練事業費補助金交付規程（以下「旧規程」という。）に基づき交付された補助金については、旧規程は、この告示の施行後も、なおその効力を有する。

山梨県告示第八号

山梨県観光施設整備費補助金交付規程を廃止する告示を次のように定める。

平成十九年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県観光施設整備補助金交付規程を廃止する告示

山梨県観光施設整備補助金交付規程（昭和三十八年山梨県告示第四百十号）は、廃止する。

附則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による廃止前の山梨県観光施設整備補助金交付規程（以下「旧規程」という。）に基づき交付された補助金については、旧規程は、この告示の施行後も、なおその効力を有する。

山梨県告示第九号

山梨県農業委員会等補助金交付規程を廃止する告示を次のように定める。

平成十九年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県農業委員会等補助金交付規程を廃止する告示

山梨県農業委員会等補助金交付規程（昭和三十八年山梨県告示第九十六号）は、廃止する。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

山梨県告示第十号

山梨県農業共済事業事務費補助金交付規程を廃止する告示を次のように定める。

平成十九年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県農業共済事業事務費補助金交付規程を廃止する告示

山梨県農業共済事業事務費補助金交付規程（昭和三十八年山梨県告示第二百七号）は、廃止する。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

山梨県告示第十一号

山梨県共同利用施設災害復旧事業費補助金交付規程を廃止する告示を次のように定める。

平成十九年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県共同利用施設災害復旧事業費補助金交付規程を廃止する告示

山梨県共同利用施設災害復旧事業費補助金交付規程（昭和三十九年山梨県告示第二百二十七号）は、廃止する。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

山梨県告示第十二号

山梨県農業協同組合組織整備促進費補助金交付規程を廃止する告示を次のように定める。

平成十九年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県農業協同組合組織整備促進費補助金交付規程を廃止する告示

山梨県農業協同組合組織整備促進費補助金交付規程（昭和四十三年山梨県告示第二十九号）は、廃止する。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

山梨県告示第十三号

開拓融資保証資金利子補助金交付規程を廃止する告示を次のように定める。

平成十九年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

開拓融資保証資金利子補助金交付規程を廃止する告示

開拓融資保証資金利子補助金交付規程（昭和四十四年山梨県告示第三百八十四号）は、廃止する。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

山梨県告示第十四号

山梨県国土調査事業補助金等交付規程を廃止する告示を次のように定める。

平成十九年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県国土調査事業補助金等交付規程を廃止する告示

山梨県国土調査事業補助金等交付規程（昭和五十四年山梨県告示第四百二十四号）は、廃止する。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

山梨県告示第百十五号

二ユーカツスル病緊急再建対策事業利子補助金交付規程を廃止する告示を次のように定める。

平成十九年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

二ユーカツスル病緊急再建対策事業利子補助金交付規程を廃止する告示

二ユーカツスル病緊急再建対策事業利子補助金交付規程（昭和四十二年山梨県告示第百四十四号）は、廃止する。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

山梨県告示第百十六号

山梨県二ユーカツスル病自衛防疫促進事業費補助金交付規程を廃止する告示を次のように定める。

平成十九年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県二ユーカツスル病自衛防疫促進事業費補助金交付規程を廃止する告示

山梨県二ユーカツスル病自衛防疫促進事業費補助金交付規程（昭和四十三年山梨県告示第十七号）は、廃止する。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

山梨県告示第百十七号

山梨県家畜導入事業費補助金交付規程を廃止する告示を次のように定める。

平成十九年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県家畜導入事業費補助金交付規程を廃止する告示

山梨県家畜導入事業費補助金交付規程（昭和四十三年山梨県告示第五十八号）は、廃止する。

附則
この告示は、公布の日から施行する。

山梨県告示第百十八号

二ユーカツスル病再建資金利子補助金交付規程を廃止する告示を次のように定める。

平成十九年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

二ユーカツスル病再建資金利子補助金交付規程を廃止する告示

二ユーカツスル病再建資金利子補助金交付規程（昭和四十四年山梨県告示第百号）は、廃止する。

附則
この告示は、公布の日から施行する。

山梨県告示第百十九号

山梨県畜産振興資金貸付規程を廃止する告示を次のように定める。

平成十九年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県畜産振興資金貸付規程を廃止する告示

山梨県畜産振興資金貸付規程（昭和五十九年山梨県告示第五百十九号）は、廃止する。

附則
この告示は、公布の日から施行する。

山梨県告示第百二十号

山梨県冷害等緊急救農対策事業補助金交付規程を廃止する告示を次のように定める。

平成十九年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県冷害等緊急救農対策事業補助金交付規程を廃止する告示

山梨県冷害等緊急救農対策事業補助金交付規程（昭和二十八年山梨県告示第三百五十六号）は、廃止する。

附則
この告示は、公布の日から施行する。

山梨県告示第百二十一号

山梨県主要農作物等種苗確保費補助金交付規程を廃止する告示を次のように定める。

平成十九年三月二十九日

山梨県知事 横内正明

山梨県主要農作物等種苗確保補助金交付規程を廃止する告示

山梨県主要農作物等種苗確保補助金交付規程(昭和三十二年山梨県告示第九十五号)は、廃止する。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

山梨県告示第百二十二号

山梨県農作物奨励品種の指定(昭和四十一年山梨県告示第二十九号)の一部を次のように改正する。

平成十九年三月二十九日

山梨県知事 横内正明

一の表中

同
同
農林二二号
晩生 中間型 平土地の瘦地、 及びイモチ病頻 する。

秋部落地帯
発地帯に適

を

同	同
同	同
農林二二号	農林二二号
晩生 中間型 平土地の 及びイモ する。	晩生 中間型 平土地の 及びイモ する。
ヒノヒカリ	ヒノヒカリ
晩生 中間型 平土地帯	晩生 中間型 平土地帯

瘦地、秋部落地帯
子病頻発地帯に適
に
適する。

に、

同	水稻(もち)
同	推奨品種
ヒメノモチ	オトメモチ
早生 偏穂重 型	早生 穂重型

高冷地帯に適する。

中間地帯及び高冷地帯に適する。

を

水稻(もち)
推奨品種
ヒメノモチ
早生 偏穂 型

生穂重
中間地帯及び高冷地帯に適する。

に、

同	水稻(糯)
同	同
コトブキモチ	マンゲツモチ

中生
平土地部及び山添地帯に適す
穂重型

晩生
中間型
平土地部に適する。

を

同	同	同
特定品種	同	同
朝紫	マンゲ	こがね

もち
中生早
偏穂重
中間地帯に適する。

ツモチ
中生
平土地部及び山添地帯に適す
穂重型

に改める。

中生早
穂重型
中間地帯に適する。

山梨県告示第百二十三号

山梨県植物防疫事業補助金交付規程を廃止する告示を次のように定める。

平成十九年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県植物防疫事業補助金交付規程を廃止する告示

山梨県植物防疫事業補助金交付規程（昭和三十八年山梨県告示第百二十五号）は、廃止する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

山梨県告示第百二十四号

山梨県小団地開発整備事業補助金交付規程を廃止する告示を次のように定める。

平成十九年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県小団地開発整備事業補助金交付規程を廃止する告示

山梨県小団地開発整備事業補助金交付規程（昭和三十一年山梨県告示第百三十二号）は、廃止する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

山梨県告示第百二十五号

山梨県農地造成事業補助金交付規程を廃止する告示を次のように定める。

平成十九年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県農地造成事業補助金交付規程を廃止する告示

山梨県農地造成事業補助金交付規程（昭和三十七年山梨県告示第五十三号）は、廃止する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

山梨県告示第百二十六号

山梨県開拓事業入植施設補助金交付規程を廃止する告示を次のように定める。

平成十九年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県開拓事業入植施設補助金交付規程を廃止する告示

山梨県開拓事業入植施設補助金交付規程（昭和三十八年山梨県告示第百九十三号）は、廃止する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

山梨県告示第百二十七号

山梨県開拓未利用地開発事業補助金交付規程を廃止する告示を次のように定める。

平成十九年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県開拓未利用地開発事業補助金交付規程を廃止する告示

山梨県開拓未利用地開発事業補助金交付規程（昭和四十四年山梨県告示第三百八十六号）は、廃止する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

山梨県告示第百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成十九年四月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	原浅尾葦崎線	北杜市須玉町大字小尾字西真木 二一五六番地先から 北杜市須玉町大字小尾字西真木 二一四七番の一地先まで	一一・〇	平成十九年 四月一日

山梨県告示第百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成十九年四月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年三月二十九日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	高下鯨沢線	南巨摩郡増穂町大字高下字小屋場九八八番地先から南巨摩郡増穂町大字高下字小屋場九四八番の七地先まで	二〇〇・〇	平成十九年三月二十九日

山梨県告示第百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成十九年四月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年三月二十九日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	梁川猿橋線	大月市猿橋町大字伊良原八五番の一地先から大月市猿橋町大字伊良原四八番の一地先まで	一一五・二	平成十九年三月二十九日

山梨県告示第百二十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定

により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土木部防課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年三月二十九日

山梨県知事 横内正明

一 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
南アルプス市	塩前・塩前の2	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり (図面省略)
	塩前	急傾斜地の崩壊	
	大嵐・大嵐	急傾斜地の崩壊	
	須沢	急傾斜地の崩壊	
	塩前	急傾斜地の崩壊	
	新倉 1	急傾斜地の崩壊	
	新倉 2	急傾斜地の崩壊	
	古屋敷 1	急傾斜地の崩壊	
	古屋敷 2	急傾斜地の崩壊	
	古屋敷 3	急傾斜地の崩壊	
	西河原・西河原の2	急傾斜地の崩壊	
	西河原の3 1	急傾斜地の崩壊	
	大曾利	急傾斜地の崩壊	

白入倉	金山沢	石塔	古屋敷	桃ノ木平の2	桃ノ木平	曾根平	曾根尻	木場 2	木場 1	日中 3	日中 2	日中 1	沓沢 3	沓沢 2	沓沢 1	大曾利の2 3	大曾利の2 2	大曾利の2 1
急傾斜地の崩壊																		

南アルプス市													市町村名	二 土砂災害特別警戒区域	
大曾利	西河原の3 1	2 西河原・西河原の	古屋敷 3	古屋敷 2	古屋敷 1	新倉 2	新倉 1	塩前	須沢	大嵐・大嵐	塩前	塩前・塩前の2		土砂災害特別警戒区域の名称	大嵐沢
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土石流	土石流
次の図のとおり (図面省略)													土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項		

金山沢	石塔	古屋敷	桃ノ木平の2	桃ノ木平	曾根平	曾根尻	木場 2	木場 1	日中 3	日中 2	日中 1	沓沢 3	沓沢 2	沓沢 1	大曾利の2 3	大曾利の2 2	大曾利の2 1
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊															

白入倉	大嵐沢	塩沢川
急傾斜地の崩壊	土石流	土石流

山梨県告示第百三十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年三月二十九日

山梨県知事 横内正明

一 土砂災害警戒区域

山梨市	市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示 次の図のとおり (図面省略)
雷 1	雷 1	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
雷 2	雷 2	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
上萩原の2	上萩原の2	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
上萩原の1	上萩原の1	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
上萩原の2	上萩原の2	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
湯平 1	湯平 1	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
湯平 2	湯平 2	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
湯平 3	湯平 3	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	

西の平	芹沢	釜口の3	釜口の2	青笹の2	青笹	赤の浦の2	赤の浦の1	芹沢	雷	雷の2	上萩原	天科	天科の2	湯の平の2	湯の平の1	天科の2	天科の1	円川	
急傾斜地の崩壊																			

徳和	若林	塩原	興南	興南の2	興南の2	下釜口の3	下釜口の3	下釜口の3	下釜口の2	下釜口の2	下釜口	小屋沢	徳和	若林	西の平の3	西の平の2	西の平の1	釜口	
急傾斜地の崩壊																			

所の沢	枝沢	細入沢	観音沢	上釜口沢	天科沢	西の平沢	芹沢川	稲子沢 2	稲子沢 1	馬込 の3	下荻原 2	下荻原 1	馬込 の2	馬込 2	馬込 1	下釜口 の2	下釜口 2	下釜口 1
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

下南沢	宮の窪沢 2	宮の窪沢 1	不動沢	弥惣沢	上北沢	下荻原北沢	寺の沢	第二上の窪	上ノ窪沢	川浦沢	金パン沢	第三湯沢	第二湯沢	湯沢 2	湯沢 1	番屋沢	オオノ沢	オクジヨウ
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

山梨市		市町村名																	
雷 2	雷 1	土砂災害特別警戒区域の名称		青笹 3	青笹 2	青笹 1	寺井沢	下荻原西沢	塩原沢	滝沢	南馬込沢	塩沢	紗知沢	下釜口北沢	下釜口沢	南沢			
急傾斜地の崩壊		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		地滑り	地滑り	地滑り	土石流												
次の図のとおり (図面省略)		土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項																	
青笹の2	赤の浦 1	芹沢	雷	雷の2	上荻原	天科	天科の2	湯の平 2	湯の平 1	天科 2	天科 1	円川	湯平 3	湯平 2	湯平 1	上荻原 2	上荻原 1	上荻原の2	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

興南の2 2	興南の2 1	下釜口の3 3	下釜口の3 2	下釜口の3 1	下釜口の2 2	下釜口の2 1	下釜口	小屋沢	徳和	若林	西の平 3	西の平 2	西の平 1	釜口	西の平	芹沢	釜口 の3	釜口 2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

上釜口沢	天科沢	西の平沢	芹沢川	稲子沢 2	稲子沢 1	馬込 の3	下荻原 2	下荻原 1	馬込 の2	馬込 2	馬込 1	下釜口 の2	下釜口 2	下釜口 1	徳和	若林	塩原	興南
土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

紗知沢	下釜口北沢	下釜口沢	南沢	宮の窪沢 1	不動沢	上北沢	第二上の窪	金バン沢	第三湯沢	第二湯沢	湯沢 2	湯沢 1	番屋沢	オクジヨウ	所の沢	枝沢	細入沢	観音沢
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

南部町						市町村名						
本郷谷津	宮ノ入	森屋の2	森屋の1	釜の口の2	釜の口	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示 (次図のとおり) (図面省略)				
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊							

山梨県告示第百三十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六條第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八條第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び峡南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年三月二十九日

山梨県知事 横内正明

一 土砂災害警戒区域

下荻原西沢	塩原沢	滝沢	南馬込沢	塩沢
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

大和川	原戸川	寄畑	中尾の2 3	中尾の2 2	中尾の2 1	上橋田 2	上橋田 1	倉ヶ平	船久保	井出の1	東山	緑ヶ丘団地	長松	大蔵の2	大蔵・矢崎	峰	西川	船山温泉
土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

ゆずの木沢川	上佐野沢川 2	上佐野沢川 1	井出八木沢川	寄畑川	四万沢川の1	島尻川	小川	西川	木戸川	矢崎川	西沢川	西の入川	瀬戸川	権現川	日影沢川	西の入沢	南の入川	日向川
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

二 土砂災害特別警戒区域

南部町										市町村名						
大蔵・矢崎	峰	西川	船山温泉	本郷谷津	宮ノ入	森屋の2	森屋の1	釜の口の2	釜の口	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	長田川	梅の木川	樋之沢川	戸樋の沢川	小内船川
急傾斜地の崩壊	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流										
										次の図のとおり (図面省略)						

瀬戸川	権現川	西の入沢	南の入川	日向川	原戸川	寄畑	中尾の2 3	中尾の2 2	中尾の2 1	上橋田 2	上橋田 1	倉ヶ平	船久保	井出の1	東山	緑ヶ丘団地	長松	大蔵の2
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

防諫及び峡南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年三月二十九日

山梨県知事 横内正明

一 土砂災害警戒区域

市町村名		土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示 次の図のとおり (図面省略)
身延町	身延の1	身延の1	急傾斜地の崩壊	
	身延の2	身延の2	急傾斜地の崩壊	
	西谷の1	西谷の1	急傾斜地の崩壊	
	西谷の2	西谷の2	急傾斜地の崩壊	
	新宿の1	新宿の1	急傾斜地の崩壊	
	新宿の2	新宿の2	急傾斜地の崩壊	
	東谷の1	東谷の1	急傾斜地の崩壊	
	東谷の2	東谷の2	急傾斜地の崩壊	
	西谷	西谷	急傾斜地の崩壊	
	上町の1	上町の1	急傾斜地の崩壊	
	上町の2	上町の2	急傾斜地の崩壊	
	町方の1	町方の1	急傾斜地の崩壊	
	町方の2	町方の2	急傾斜地の崩壊	

西の入川	土石流
矢崎川	土石流
木戸川	土石流
西川	土石流
小川	土石流
四万沢川の1	土石流
寄畑川	土石流
井出八木沢川	土石流
上佐野沢川 1	土石流
上佐野沢川 2	土石流
ゆずの木沢川	土石流
小内船川	土石流
戸樋の沢川	土石流
樋之沢川	土石流
梅の木川	土石流
長田川	土石流

山梨県告示第百三十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六條第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八條第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂

上町の2	身延の3 3	身延の3 2	身延の3 1	洗足	角打の2	角打の1	北原 3	北原の2	北原の1	門野	小田船原の2	小田船原の1	総門前 2	総門前 1	大野の2	大野の1	塩沢	町方の2 2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

醍醐沢川	片隅沢	身延川 2	樋の沢川	身延川 1	大倉沢川	湯沢川	西裏沢川	中沢川	蛇石沢川	三段池	広河原 2	広河原 1	横尾	小田船原の3	南谷 2	南谷 1	東塩沢	東谷の2
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

二 土砂災害特別警戒区域

身延町			市町村名
西谷の1 1	身延の2	身延の1	土砂災害特別警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
次の図のとおり (図面省略)			土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

北清子	塩沢 5	塩沢 4	塩沢 3	塩沢 2	塩沢 1	法洗沢川	室子沢川	ねずみ沢川	島の沢川	桑柄川 2	湯場沢
地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

小田船原の1	総門前 2	総門前 1	大野の2	大野の1	塩沢	町方の2 2	町方の2 1	町方 2	町方 1	上町の1 2	上町の1 1	西谷	東谷の1 2	東谷の1 1	新宿 2	新宿 1	西谷の1 2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

小田船原の2	急傾斜地の崩壊
門野	急傾斜地の崩壊
北原の1	急傾斜地の崩壊
北原の2	急傾斜地の崩壊
北原の3	急傾斜地の崩壊
角打の1	急傾斜地の崩壊
角打の2	急傾斜地の崩壊
洗足	急傾斜地の崩壊
身延の3 1	急傾斜地の崩壊
身延の3 2	急傾斜地の崩壊
身延の3 3	急傾斜地の崩壊
上町の2	急傾斜地の崩壊
東谷の2	急傾斜地の崩壊
東塩沢	急傾斜地の崩壊
南谷 1	急傾斜地の崩壊
南谷 2	急傾斜地の崩壊
小田船原の3	急傾斜地の崩壊
横尾	急傾斜地の崩壊
広河原 1	急傾斜地の崩壊

広河原 2	急傾斜地の崩壊
三段池	急傾斜地の崩壊
蛇石沢川	土石流
中沢川	土石流
西裏沢川	土石流
湯沢川	土石流
樋の沢川	土石流
身延川 2	土石流
片隅沢	土石流
醍醐沢川	土石流
湯場沢	土石流
桑柄川 2	土石流
鳥の沢川	土石流
ねずみ沢川	土石流

山梨県告示第百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成十九年三月二十九日

山梨県知事 横内正明

- 一 都市計画の種類
 峡西都市計画公園
 (五・五・二号 櫛形総合公園)
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域
 縦覧に供する図書に明示する部分
- 三 縦覧場所
 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課

山梨県告示第百二十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
 平成十九年三月二十九日

- 一 施行者の名称
 山梨県知事 横 内 正 明
 甲府市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
 東八代都市計画下水道事業甲府市公共下水道
- 三 事業施行期間
 昭和六十二年十一月二十九日から平成二十六年三月三十一日まで
- 四 事業地
 1 収用の部分
 平成十四年山梨県告示第百九十四号の事業地に、甲府市下向山町字山王坂、字東山、字番屋及び字山田の各一部を加える。
 2 使用の部分
 変更なし

山梨県告示第百二十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
 平成十九年三月二十九日

- 一 施行者の名称
 山梨県知事 横 内 正 明

- 甲州市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
 峡東都市計画下水道事業甲州市公共下水道
- 三 事業施行期間
 昭和五十四年六月十一日から平成二十六年三月三十一日まで
- 四 事業地
 1 収用の部分
 昭和五十四年山梨県告示第百二十六号、昭和五十九年山梨県告示第百三十五号、昭和六十三年山梨県告示第九十号、平成元年山梨県告示第四十五号、平成三年山梨県告示第五百四十九号、平成四年山梨県告示第百三十二号、平成七年山梨県告示第百六十三号、平成八年山梨県告示第四百二十七号、平成九年山梨県告示第百六十三号、平成十一年山梨県告示第四百二十六号及び平成十四年山梨県告示第百四十二号の事業地に、甲州市塩山上塩後字秀森前、塩山下塩後字西林及び字打手、塩山西広門田字道上、字田頭及び字株地、塩山小屋敷字宮東、字宮下、字天神、字上松尾、字下松尾、字駒園及び字畑屋敷、塩山三日市場字屋敷添、字村西、字東林及び字上掘、塩山赤尾字川除下、字東流、字茶白石、字神之木、字西畑、字流、字横堰、字宮沢及び字石塔、勝沼町藤井字西天徳、字山田、字大明及び字半内田、勝沼町菱山字相之原、字地藏堂、字早稲田、字池ノ平、字大久保日向、字新起、字捨石原、字上村及び字平田並びに勝沼町山字西ノ田、字山岸、字幸神、字大塚、字立石、字前田及び字八ツ口の各一部を加え塩山上塩後字打雲、字千手院前、字曲松及び字稲荷林、塩山下塩後字東打手、字髭切塚、字比丘尼原及び字天神原、塩山西広門田字村北及び字西堀、塩山下於首字八反田、字一ノ坪、字天神原、字間ノ田、字金山沢、字捨、字大木戸及び字影井、塩山赤尾字堰口、字坂下、字清水、字相之田、字洪沢、字下西畑、字洪田及び字久保田、塩山熊野字横井、字五反田、字后畑及び字坂之上、勝沼町藤井字上野並びに勝沼町菱山字切付の各地内において事業地を変更する。
 2 使用の部分
 変更なし

山梨県告示第百三十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
 平成十九年三月二十九日

- 山梨県知事 横 内 正 明

一 施行者の名称
笛吹市

二 都市計画事業の種類及び名称
峡東都市計画下水道事業笛吹市公共下水道

三 事業施行期間
昭和五十四年七月二十六日から平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

平成十四年山梨県告示第三百号、山梨県告示第四百四十七号及び山梨県告示第四百七十一号の事業地に、笛吹市石和町山崎字伊勢の宮、石和町四日市場字飯塚及び字柿の木町、石和町下平井字永塚、石和町市部字長塚、一宮町石字門之田並びに一宮町土塚字下村、字中村、字高根、字東光、字見ル目、字東原田、字西原田及び字三宮司の全部を加え、春日居町下岩下字柳田、春日居町別田字立石町、字一本樓及び字長尾町、春日居町加茂字後町、春日居町桑戸字長尾町、春日居町小松字橋之許、春日居町鎮目字寺ノ前、字櫛田及び字大俣、石和町山崎字南河原、石和町市部字宮ノ下及び字腰巻、石和町四日市場字紙屋町、字大劔町、字山下町、字中向、字諏訪原及び字保州町、石和町唐柏字河原及び字池田、石和町東高橋字梅ノ木、石和町今井字西河原及び字参宮地、石和町河内字宮窪、石和町小石和字神明、石和町東油川字北畑、石和町井戸字豊岡、石和町砂原字青木、石和町下平井字南門、字宮下、字東田、字真行田、字小石原及び字大豆生田、石和町上平井字新沼原、字大沼原、字寿道、字井上、字御堂、字小山田、字村中、字下前田及び字上前田、石和町中川字下井上ヶ、字上井上ヶ、字北小石原、字高水口、字大坪、字月ヶ田、字小石原及び字松本、一宮町坪井字一町田、字下方瀬及び字上方瀬、一宮町竹原田字後田町、字柳田町、字川原口町、字夕雨田町、字本村町及び字沖田町、一宮町国分字金山、一宮町田中字立野、一宮町下矢作字平井田、字腰胡桃及び字西原、一宮町北都塚字前河原及び字伊勢田、一宮町一宮字今宮、一宮町東原字西田町、字桜畑、字天神原及び字矢倉、一宮町地藏堂字前田、一宮町石字十二社、字西田、字油田、字山道、字三日神、字保木田、字若宮、字柳田及び字寺前、一宮町千米寺字前田、字南屋敷西割、字上屋敷西割及び字八田村、一宮町塩田字南大金川、字大金川、字大久保、字北中原、字北堀、字徳門、字天神原及び字前田町、一宮町新巻字権現堂、字前田、字本村、字北松葉及び字清泉並びに一宮町土塚字三敷田、字名代塚、字横市及び字場的の各一部を加える。

2 使用の部分

変更なし

山梨県告示第三百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成十九年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 施行者の名称
笛吹市

二 都市計画事業の種類及び名称
東八代都市計画下水道事業笛吹市公共下水道

三 事業施行期間
平成元年八月十日から平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

平成十四年山梨県告示第二百八十三号の事業地に、笛吹市御坂町成田字塩売、字かじ田、字亀甲、字待下、字境沢、字金山、字鳳原、字當代、字町屋、字高田、字高畑、字西ノ宮、字正南、字天神原、字熊野堂、字新堀、字南畑、字宮ノ前、字宮東、字山ノ神、字差平、字中原、字南原、字大原上割、字大原下割、字梨ノ木、字北新居及び字岡天神、御坂町国衙字屋敷割、字北白金、字南白金、字地藏堂、字堀ノ内及び字宮本、御坂町井之上字間中、御坂町金川原字山本、御坂町二之宮字北通及び字中通、御坂町夏目原字村西、字居村、字イジシヤリ、字宮の前、字カウド、字与州上、字出口南割、字西経塚、字京塚、字南与州、字諏訪原、字神ノ木及び字寺南、御坂町八千蔵字赤根及び字諏訪原、御坂町蕎麦塚字道中根、御坂町栗合字野末、字梨ノ木、字平塚、字山ノ神及び字原町、御坂町下野原字近渡及び字原畑、八代町増利字才ノ神、字鎌田、字友田、字東蒲田、字塚越及び東塚越、八代町永井字道寛池、字田島、字西田島、字三夜、字雨降、字南居、字桜、字豊気、字地藏、字宮之前、字長慶寺、字宮ノ後、字北割及び字瑜伽之後、八代町米倉字町屋、八代町南字原、字長崎、字五里塚、字養老子、字二子塚、字塚ノ越、字堀ノ内、字俣ノ上及び字向原、八代町北字前田、字大庭、字生板橋、字竹之内、字奴白、字上下下、字伊勢宮及び字祝神、八代町高家字下り道、字御堀及び字田中畑並びに八代町竹居字中屋敷、字下ノ川及び字前田の全部を加え、御坂町成田字大窪南割、字琵琶塚、字欠田、字布袋、字地耕免、字大原田、字大ネギ、字永田、字中嶋、字出口、字西条、字薬師堂、字河内田、字永命及び字黒経塚、御坂町国衙字境沢、字小塔田、字白金、字五反歩、字前田、字横田、字三十六及び字赤目田、御坂町井之上字金清寺、

字山王、字横畑、字姥塚、字天神前、字下木戸、字村之内北割、字金塚、字明見原及び字天神原、御坂町金川原字西之原、字天神原、字大岡、字方八丁、字伊勢原、字馬込、字行人塚、字大久保、字八反久保、字中道、字塚之越、字龍ヶ原、字藤蔵塚及び字川添、御坂町二之宮字小宮、字上川、字溜井尻、字石田、字柳田、字道添、字梅坪、字南通、字清水、字注連木、字後田及び字宝手、御坂町夏目原字小宮、字鍬柄田、字上白金、字下白金、字森崎、字三宮司、字出口北割、字嘉藤次、字橋詰、字狐原、字乗合後、字ボケ原、字三ツ大サ、字中田、字チコウメン北割、字ネギ田、字力二田、字上三枚、字中三枚、字下三枚、字油免及び字ノ木、御坂町八千蔵字宮ノ後、字居屋敷、字七五三木、字前田及び字河内田、御坂町蕎麥塚字下原、字前田、字馬込及び字村上、御坂町栗合字中沢及び字御幣、御坂町下野原字西田、字東田、字松ノ木田、字神ノ木及び字花掛、御坂町尾山字田代、字六市及び字西平、御坂町下黒駒字北長田、字大長田、字中長田、字北、字辻南、字南長田及び字笹塚、御坂町竹居字後田、字屈畑、字白山、字太鼓畑、字八反付、字大心、字青木田、字中丸及び字皂角子田、八代町増利字四反田、字門ノ内、字宮前、字脚気地藏、字儘上、字神田、字屋敷ノ内、字山家田、字御堂畑、字角田、字下御崎、字東御崎、字清水河原、字欠ノ畑、字一丁五反、字沢又木、字五反田、字上反田及び字神ノ木、八代町大間田字坂東、八代町永井字砂田、字福田、字南仲田、字帽子、字鱧田、字泉田、字安事田、字長沢、字小清水、字大清水、字木塚、字塚越、字鍛冶畑、字岩船、字御崎、字山ノ神、字金山、字上長崎、字下長崎、字三光神、字柳田、字馬見塚、字吉町田及び字上組、八代町米倉字三反田、字御所、字土井原及び字天神原、八代町南字六田、字宮田、字泉田、字雁田、字高田、字下り田、字池田、字鶴辺、字身洗澤、字雨田、字洪田、字根岸、字柳田、字弁才天、字柿木田、字横、字神田、字風池、字曲田、字前田、字俣ノ下、字真道澤、字森ノ上南、字森ノ上北、字山ノ神、字宮川及び字村上、八代町北字和泉、字下小下、字芝草、字大橋、字久保、字金地蔵、字堀川、字後田、字丸山、字御崎林、字山道、字下神之木及び字神之木、八代町高家字高家沢、字若久称、字小松、字早稲田、字柿音、字大久保、字浅見原、字清水、字伊勢原、字八反田、字村中、字西小山及び字法花田、八代町竹居字平三、字後藤、字袖木、字南原、字川尻、字日見不、字一ツ石、字上竹居、字蝙蝠塚、字久保畑、字楞嚴、字夏目塚、字御崎、字殿屋敷、字山之神、字土原、字上浅川、字鍬石、字蟹田及び字大門林、八代町奈良原字坂下、字北畑、字中村及び字道六神、八代町岡字北割、字村上、字前田、字南割、字袖ノ木、字小原、字下小原及び字沢添、境川町大坪字小町田、字獅ヶ坪及び字八反田、境川町石橋字藤田、字久保田、字堰添、字西天神北割、字東天神、字志村、字薬林寺、字松ノ木田、字車地藏、字宮前及び字伊勢前、境川町三柵字八講田、字東畑及び字西川、境川町小山字中丸、

字神田、字神ノ前、字京原及び字堤、境川町前間田字宮ノ上、境川町小黒坂字水上、字山田、字立石及び字大蔵、境川町大黒坂字一の沢並びに境川町寺尾字間門、字松葉田、字日向林、字権上、字宮ノ前、字天神、字稻干場、字坂下、字白戸、字北原、字上寺尾及び字上原の各一部を加え、境川町寺尾字別当、字日影田及び字前府の各一部を削る。

2 使用の部分
変更なし

山梨県告示第四百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十九年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 施行者の名称

山梨市

二 都市計画事業の種類及び名称

峡東都市計画下水道事業山梨市公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十四年三月五日から平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分
変更なし
- 2 使用の部分
変更なし

山梨県告示第四百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十九年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 施行者の名称

上野原市

二 都市計画事業の種類及び名称

上野原都市計画下水道事業上野原市公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十四年三月二十日から平成二十二年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

昭和五十四年山梨県告示第百一十一号、昭和六十年山梨県告示第百九号、平成七年山梨県告示第百七十五号、平成十三年山梨県告示第百十六号及び平成十六年山梨県告示第百四十号の事業地に、上野原市大字上野原字虎丸、字砂流、字西原、字林ノ上、字奈良川戸、字新井原、字梅久保、字小沢、字名土、字小沢原、字新井、字カヤカリ、字下ノ沢、字杓掛、字下原及び字中原並びに大字八ッ沢字下村及び字桜木の各一部を加え、大字上野原字大間々、字大道及び字外城並びに大字八ッ沢字堂尾根、字袴摺、字下川原、字上村及び字上出村の各地内において事業地を変更する。

2 使用の部分

変更なし

山梨県告示第百四十二号

建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十九年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定の一部を改正する告示
建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定（平成十八年山梨県告示第百八号）の一部を次のように改正する。

第五号中「住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）」を「独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）による廃止前の住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）の規定に基づく資金の貸付け、銀行その他一般の金融機関の貸付債権の譲受け及び当該貸付債権

を担保とする債権等に係る債務の保証の対象となった建築物については、なお従前の例による。

山梨県告示第百四十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 道路の位置

笛吹市石和町唐柏字池田四五〇番二

二 道路の幅員

四・二〇メートル

三 道路の延長

三〇・三八メートル

山梨県告示第百四十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年三月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 道路の位置

笛吹市石和町唐柏字池田四五〇番一四

二 道路の幅員

四・二〇メートル

三 道路の延長

三四・九一メートル

山梨県告示第百四十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年三月二十九日

一 道路の位置

笛吹市石和町唐柏字池田三九番一

山梨県知事 横内正明

二 道路の幅員

最大五・〇メートル 最小四・九九メートル

三 道路の延長

四八・八七メートル

山梨県告示第四百四十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第六百六十七条の五第一項の規定に基づき、平成十九年度において県が発注する物品の購入、製造の請負その他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託並びに土木施設（道路、河川、公園、下水道施設その他別に定める施設をいう。）の維持管理業務についての契約を除く。）に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について次のとおり定め、平成十九年四月一日から適用する。

平成十九年三月二十九日

山梨県知事 横内正明

一 競争入札に参加することができる者

競争入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、資格を有すると認められたものとする。

1 令第六百六十七条の四第一項の規定に該当する者

2 令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないことができる者

3 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

4 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

二 資格審査の申請の方法

1 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、物品等競争入札参加資格審査申請書（第一号様式）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(一) 営業経歴書（第二号様式）

(二) 法人の登記事項証明書（法人の場合）

(三) 身分証明書（個人の場合）

(四) 印鑑証明書

(五) 財務諸表（法人にあつては申請書提出日の直前の貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては申請書提出日の直前に提出した所得税確定申告書の写し）

(六) 納税証明書（申請書提出日直前の県税及び消費税に係るもの）

(七) 契約に関し、営業所等に権限が委任されている場合はその委任状

(八) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合はそれを証する書面

(九) 誓約書（第三号様式）

2 申請書及び添付書類は、山梨県出納局管理課（郵便番号四〇〇 八五〇一）山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号（電話〇五五 二二三 一三五五）にあらかじめ連絡の上持参すること。

3 申請書及び添付書類は、日本語で作成しなければならない。

三 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を認定した日から平成二十年三月三十一日までとする。

四 変更等の届出

申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があつたとき又は営業を休止し、若しくは廃止したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

1 商号又は名称

2 代表者又は代理人

3 所在地又は住所

4 印鑑

5 その他営業に関し重要な事項

五 資格の取消し

知事は、資格を有すると認められた者が次のいずれかに該当するときは、当該資格を取り消すことができる。

1 一の1から4までのいずれかに該当することとなつたとき。

2 申請書又はその添付書類に故意に虚偽の記載をしたとき。

六 資格の有効期間の更新手続

県において一般競争入札が見込まれる年度に一般競争入札に参加する者に必要な資格等について公示するので、当該公示に基づき申請書を提出すること。

物品等競争入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

山梨県知事 横内正明 殿

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

印

平成19年度において山梨県が発注する物品の購入、製造の請負その他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託並びに土木施設（道路、河川、公園、下水道施設その他別に定める施設をいう。）の維持管理業務についての契約を除く。）に係る競争入札の参加資格に関する審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないこと及び当該事項に変更が生じた場合には速やかに届け出ることを誓約します。

添付書類

- 1 営業経歴書（第2号様式）
- 2 法人の登記事項証明書（法人の場合）
- 3 身分証明書（個人の場合）
- 4 印鑑証明書
- 5 財務諸表（法人にあっては申請書提出日の直前の貸借対照表及び損益計算書、個人にあっては申請書提出日の直前に提出した所得税確定申告書の写し）
- 6 納税証明書（申請書提出日の直前の県税及び消費税に係るもの）
- 7 契約に関し、営業所等に権限が委任されている場合はその委任状
- 8 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合はそれを証する書面
- 9 誓約書（第3号様式）
- 10 口座振替依頼書
- 11 返信用封筒（80円切手を貼付し、返信先を担当部署・担当者まで記載）

第2号様式

営 業 経 歴 書

※ 業種区分

① フリガナ 商号又は名称	② フリガナ 代表者 氏名	③ 代表者印
------------------	---------------------	--------

④ 本社(本店)	〒□□□-□□□□	電話 () FAX () メールアドレス ホームページ URL
----------	-----------	--

⑤ 住所	〒□□□-□□□□	電話 ()
契約委任先 名称	氏名	FAX ()

取 引 希 望 種 目	物品取引希望種目		役務取引希望種目		役務許認可の有無	
	第1希望		第1希望			
第2希望		第2希望				
第3希望		第3希望				
/	/		第4希望			
			第5希望			
			第6希望			

⑦ 営業又は種目は取扱い品名	⑧ 営業 担当者	部署名 フリガナ 職氏名 電話 () fax () メールアドレス
	⑨ 契約使用印鑑(印影)	⑩ 消費税法に規定する 課税業者・免税業者 の別 課税業者 免税業者

⑪ 経営の額	法人	資本合計	うち資本金			
	個人	イ 元入金	ロ 前年利益	ハ 事業主借	ニ 事業主貸	イ+ロ+ハ-ニ

⑫ 機械設備の額	機械装置類	車両運搬具類	工具器具備品類	計
	円	円	円	円

⑬ 営業年数	創業	現組織へ変更	通算営業年数	県との取引開始年	⑭ 従業員数
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年	人

⑮ 決算状況	製造販売等実績高 (直近の決算期)	自 年 月 日 至 年 月 日	流動比率 流動資産 = _____ = _____ % 流動負債	
	総売上	製造		円
	上	物品		円
	況	役務		円
		合計		円
上記のうち県との取引額			円	

⑯ 主要契約納品先	国及び地方公共団体(過去2年分) その他一般(過去2年分)	⑰ 機械設備	機種	性能	台数
取引金融機関					

誓 約 書

申請者は、次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- 2 次のいずれかに該当する事実があったと認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当の理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) (1) から(5) までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

平成 年 月 日

山梨県知事 横内 正明 殿

申請者

印

訓令

山梨県訓令甲第一号

出先機関 庁

青果市場駐在員の設置に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成十九年三月二十九日

山梨県知事 横内正明

青果市場駐在員の設置に関する規程を廃止する訓令

青果市場駐在員の設置に関する規程（昭和三十三年山梨県訓令甲第二十五号）は、廃止する。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十九年三月二十九日

山梨県知事 横内正明

一 一般競争入札に付する事項

- 1 借入物品等の名称及び数量
インターネット関連機器 一式
- 2 借入物品等の仕様等
- 3 入札説明書で定める内容等であること。

4 借入期間

平成十九年九月一日から平成二十二年八月三十一日まで

5 借入場所

知事が指定する場所

二 一般競争入札の参加資格

- 1 平成十九年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十九年山梨県告示第四百十六号）の一に定める競争入札に参加

することができる者であること。

2 この公告に示す借入物品等を確実に納入できると知事が判断した者であること。

3 この公告に示す借入物品等に係る保守を迅速に行うことができる者であること。

4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

5 設置主任技術者は、クライアントパソコン五〇〇台以上のネットワークにおいて、ファイアウォール及びその他インターネット接続関連機器（インターネットと内部のネットワークとの接続に関する機器）の構築実績（自社ネットワーク及びグループ会社ネットワークの実績は除く。）があること。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県企画部
情報政策課ネットワーク管理担当 電話〇五五 二二三 一四一九

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成十九年四月十二日（木）までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの1の交付場所において交付する。

3 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から平成十九年四月十六日（月）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに山梨県企画部情報政策課ネットワーク管理担当に持参すること。

4 入札及び開札の日時及び場所

平成十九年五月八日（火）午後二時 山梨県庁北別館四階マルチメディアルーム
郵送による入札書の受領期限及び場所

5 郵送による入札書の受領期限及び場所

平成十九年五月七日（月）午後五時までに山梨県企画部情報政策課ネットワーク管理担当（郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の五に相当する金

額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札保証金
免除

3 契約保証金
契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否
要

5 長期継続契約
この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができる。

6 その他
詳細は、入札説明書に示す。

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured
Machines for Internet System 1 Set

2 Date and time for tender
2:00PM May 8,2007

3 Bureau in charge
Network System Management section, Information Policy Division, Planning Department, Yamanashi Prefectural Government 6-1 Marunouchi 1-chome

Department, Yamanashi Prefectural Government 6-1 Marunouchi 1-chome

Kofu-shi Yamanshi-ken 400-8501 Japan TEL 055-223-1419

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十九年三月二十九日

山梨県知事 横内 正明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡昭和町西条字北河原三七三〇の一、三七三一の四及び三七六三の一並びに字中曾根三七六五、三七六五の二、三七八一の三、三八三八の三、三八三八の六、三八五九の一、三八五九の三、三八五九の四、三八五九の五及び三八五九の六の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市国母七丁目九百二十六番二 株式会社東京インテリア家具 代表取締役 利根川弘衛

公安委員会

山梨県公安委員会規則第六号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年三月二十九日

山梨県公安委員会

委員長 鶴田 美枝

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則（昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第六条の三第二項中「及び第十二号」を「第十二号及び第十六号」に改める。

第二十一条の三第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第二十四条第一項、第二十五条第三項及び第四項並びに第二十五条の三第二項中「吏員」を「職員」に改める。

第二十六条第三項及び第五項中「吏員」を「職員」に改め、同条第六項中「もしくはこれに相当する吏員または吏員以外の職員（以下「その他の職員」という。）」を「又はこれに相当する職員」に改める。

第二十八条の二第一項及び第二十九条第三項中「職員」を「職員」に改める。

第三十三条第三項中「吏員を、係長」を「職員を、係長」に、「吏員を、専門官」を「職員を、専門官」に、「吏員を、係員」を「職員を、係員」に改め、「吏員その他の」を削る。

第三十六条中「、吏員及びその他の職員」を「その他の職員」に改める。

第三十七条中「吏員及び」を削る。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十九年三月二十九日

山梨県警察本部長 篠原 寛

一 一般競争入札に付する事項

1 役務の名称及び数量

山梨県甲府警察署管内における放置車両確認事務委託 一式

2 役務の様式等

入札説明書で定める内容等であること。

3 履行期間

平成十九年七月一日から平成二十二年六月三十日まで

4 履行場所

山梨県甲府警察署の管轄区域

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者

であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 一般競争入札の参加資格

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百七十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 平成十九年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十九年山梨県告示第四百十六号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

3 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

4 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第四十一条第一項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第九十九条第一項の更正計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをされなかつた者のみならず。

5 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条第一項又は第二項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 民事再生法附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。

7 現に、法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していないこと。

8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条に規定する暴力団員が経営し、又は実質的に経営を支配していないこと。

9 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。

10 純資産一千万円以上の株式会社、正味財産一千万円以上の公益法人又はこれらに準ずる法人であること。

- 11 法人向けサービスの業歴が二年以上であり、過去二年以内において当該業務に関して刑に処せられたことがないこと。
 - 12 入札参加資格確認時において駐車監視員を二名以上雇用していること。
 - 13 業務知識・遂行能力向上のための研修に関する規程を定めており、当該規程に基づき研修を実施していること。
 - 14 自主検査に関する規程を定めており、当該規程に基づき自主検査を実施していること。
 - 15 報奨・ペナルティに関する規程を定めていること。
 - 16 機密漏洩防止に関する規程を定めていること。
 - 17 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ適確に遂行し得ること。
 - 18 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第五十一条の八第一項に基づく山梨県公安委員会の登録を受けていること（道路交通法第五十一条の九に基づく山梨県公安委員会の適合命令を受けており、当該命令に必要な措置をとっていないと認められる法人を除く。）。
- 三 入札手続等
- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号四〇〇〇〇三二 山梨県甲府市中央一丁目十番一号 山梨県警察本部 交通部交通指導課放置駐車対策担当 電話〇五五 二三五 二二二一
 - 2 入札説明書の交付方法
この公告の日から平成十九年四月十三日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで三の1の交付場所において交付する。
 - 3 入札及び開札の日時及び場所
平成十九年五月十日（木）午後二時 山梨県警察本部交通部交通企画課会議室
 - 4 郵送による入札書の受領期限及び場所
平成十九年五月九日（水）午後四時までに山梨県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策担当（郵便番号四〇〇 八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に到着すること。
 - 5 入札の無効
この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）

- 第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- 6 落札者の決定方法
この公告に示した役務を履行できると山梨県警察本部長が認めた入札者であつて、規則第二百七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。
- 四 その他
- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - 2 入札保証金
免除
 - 3 契約保証金
契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
 - 4 入札者に求められる事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類を平成十九年四月二日（月）から同月十九日（木）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで三の1の場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
 - 5 契約書作成の要否
要
 - 6 長期継続契約
この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができる。
 - 7 その他
詳細は、入札説明書による。
- Summary
- 1 Nature and quantity of the services to be required
Commission of Affairs Concerning Identifying Abandoned Vehicles within the Precinct of Kofu Police Station, Yamanashi, 1 Set
 - 2 Date and time for tender

2:00PM May 10, 2007

3 Bureau in charge

Illegal Parking Control Section, Traffic Enforcement Division, Traffic
Department, Yamanashi Prefectural Police Headquarters 10-1 Chuo 1-chome
Kofu-shi Yamanashi-ken 400-0032 Japan TEL 055-235-2121

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番